

平成 26 年 2 月 21 日

各 位

メラミン混入検査に係る分析方法の変更および分析料金改定のお知らせ

拝啓

早春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会の活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当協会を受託しておりますメラミン混入検査では「飼料分析基準の一部改正について（平成 23 年 8 月 22 日付け 23 消安第 2266 号農林水産省消費・安全局長通知）」により飼料中のメラミンの分析が確立され、また「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について（平成 24 年 4 月 9 日付 23 消安第 6529 号農林水産省消費・安全局長通知）」により、尿素を除く飼料（飼料原料を含む。）中のメラミンの指導基準（2.5 mg/kg）が定められた後も、「中国産飼料へのメラミン混入に関する対応について（注意喚起）（平成 20 年 10 月 6 日付け 20 消安第 7287 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長および生産局畜産部畜産課長連名通知）」に基づき、米国食品医薬品局から公表されているガスクロマトグラフ-質量分析計を用いた測定方法（測定対象物質：メラミンおよびシアヌル酸、定量限界 10 mg/kg）を採用してまいりました。

しかし、わが国における飼料中のメラミンの分析法確立後 2 年以上が経過し、飼料の有害物質の指導基準における規制対象物質がメラミンのみであること等から、平成 26 年 4 月 1 日受け付け分より、当協会を受託するメラミン混入検査では飼料分析基準収載の方法（高速液体クロマトグラフ-質量分析法、測定対象物質：メラミン、定量限界 0.5mg/kg）を採用することといたしました。また、分析方法の変更等に伴い、検査料金を 1 点 30,000 円（消費税含まず）に改定させて頂くことといたしました。

日ごろご愛顧いただいております皆様には、ご迷惑をおかけするかと存じますが、何卒ご理解いただき、今後ともご利用を賜りますようお願い申し上げます。

敬具